

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器除湿冷却系2次冷却水温度調整弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	D	
2	2号機	復水脱塩装置空気圧縮機点検において、軸受部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B1）グランド受け排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	2号機	主復水器鉄イオン注入装置（A）海水供給ポンプグランド部にリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	工具センターからの借用物品（鋼製巻尺7.5m）の紛失が認められたため、対応検討	D	
6	3号機	サービス建屋2階計算機室空調機用排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	3号機	点検用ハッチ（タービン建屋1階低圧復水ポンプ用）の吊り上げフック保護カバーの紛失が認められたため、当該カバーを取付	D	
8	3号機	主復水器真空ポンプ入口弁グランド封水配管サポート取付ボルトの外れ（2本中1本）が認められたため、当該ボルトを取付	D	
9	3号機	主復水器真空ポンプ入口弁電源ケーブル分岐箱（2箇所）カバー留めネジの外れ（各8本中1本）が認められたため、当該ネジを取付	D	
10	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器ベント弁にシートパス（指1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉給水ポンプ出口及び高圧復水ポンプ出口導電率記録計点検において、印字及び記録用紙押さえ機構に不具合が認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	中央操作室換気空調系フィルタ（B）入口側排風機（B・C）連絡ダンパの手動ハンドル連結軸に外れが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	所内ボイラ重油移送ポンプ（C）入口配管より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	所内ボイラ重油移送ポンプ（A）運転中にポンプに加熱及び異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
15	5号機	No. 3, 4重油タンク出口ストレーナ入口圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
16	5号機	不活性ガス系原子炉格納容器圧力抑制室ベント空気駆動弁の駆動部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	廃棄物処理系フィルタ材保持タンク（B）攪拌用空気入口電磁弁点検において、コイル部より異音の発生が認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	主復水器細管洗浄装置回収器（B2）上蓋押えボルトの空回りが認められたため、当該部を交換	D	
19	その他	大型乾式使用済燃料キャスク（1E）の漏えい検出用蓋間圧力測定装置2系統のうち、1系統の指示値不良（低下）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで